

## 質問回答

NO.	質問	回答
1	<p>&lt;仕様書3（1）について&gt;</p> <p>・「良好な環境の創出に向けて、豊かな水辺、星空、音の風景等、地域特有の自然や文化の保全により、地域住民のwell-beingの向上と地域活性化を実現する取組、水質管理のみならず生物多様性の保全や地域づくり等にも資する総合的な水環境管理を実践していくためのモデル事業」の文章のかかり合いが難解ですが、公募・運営を行うモデル事業は、大きく「～実現する取組」と「～総合的な水環境管理」の2つあるという理解でよろしいでしょうか。それとも「～総合的な水環境管理」の1つで、その総合的な水環境管理の要素の中に「良好な環境の創出に向けて、～実現する取組」や「水質管理のみならず～地域づくり等にも資する」が一括して含まれるものということでしょうか。箇条書き2ポツ目の「水辺や流域、星空や音の風景等に係る良好な環境等の複数のテーマ設定を行った公募」との関係を含めてご教示ください。</p>	<p>公募・運営を行うモデル事業ですが、「豊かな水辺、星空、音の風景等、地域特有の自然や文化の保全により、地域住民のwell-beingの向上と地域活性化を実現する取組」と「水質管理のみならず生物多様性の保全や地域づくり等にも資する総合的な水環境管理を実践していくための取組」の2つ、になります。</p> <p>「豊かな水辺、星空、音の風景等、地域特有の自然や文化の保全により、地域住民のwell-beingの向上と地域活性化を実現する取組」については2箇所程度、</p> <p>「水質管理のみならず生物多様性の保全や地域づくり等にも資する総合的な水環境管理を実践していくための取組」については3箇所程度を想定しております。</p> <p>また、箇条書き2ポツ目に記載しておりますテーマについては、上記のような取組を選定するためのキーワードとして記載しておりますが、業務締結後に改めて協議して決定させていただきます。</p>
2	<p>・本事業の請負事業者とモデル事業実施団体の契約形態はどのような形態（例えば請負契約その他）を想定してますでしょうか。請負事業者の発注ルールや提案によって決定してよろしいのでしょうか。</p>	<p>契約形態については指定しません。採択したモデル事業の実施事業との調整の上、請負事業者の発注ルールや提案により決定いただいて構いません。</p>
3	<p>・「箇所ごとの実施費用の負担状況を踏まえ、事業完了後、必要に応じて変更契約を行うものとする。」とあるが、モデル事業完了後、モデル事業団体の執行額の合計額を確認し、当初予定額に満たなかった場合、執行額分に減額する必要があるということでしょうか。それとも、支出経費を個別に確認し額の確定を行う必要があるということでしょうか。なお、当初予定額を超えた場合は当初予定額のままと理解していますが、その理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>モデル事業実施者ごとに負担費用を確認し、額の確定を行います。なお、上限は3,000千円（税込み）とし、それ以上の増額は行いません。変更契約については、各モデル事業実施者および請負者で行う伴走支援等の実施状況も鑑み必要と判断される場合は、環境省と協議しての上実施することと考えております。</p>
4	<p>・上記において、モデル事業が減額となる場合、その差額は本事業の請負事業者と貴省の契約金額からも減額する変更契約を行うということでしょうか。</p>	<p>各モデル事業実施者および請負者で行う伴走支援の実施状況等を鑑み、減額が必要と判断される場合は、環境省と協議して変更契約の有無について決定します。</p>
5	<p>&lt;仕様書3（2）について&gt;</p> <p>・シンポジウムの開催は事業期間中1回という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>事業期間中1回を予定しております。</p>
6	<p>&lt;仕様書3（3）について&gt;</p> <p>・更新対象となる情報は、仕様書に言及のある（1）の公募情報、（2）の開催予定、実施結果という理解でよろしいでしょうか。その他に更新するものがあれば、更新内容、更新頻度・回数、ページ数目安を具体的にご教示いただきますようお願いいたします。</p>	<p>環境省が運営するウォータープロジェクトWEBサイト（<a href="https://www.env.go.jp/water/project/">https://www.env.go.jp/water/project/</a>）及び関連するWEBサイト（名水百選等）について、記載頂きました内容のほか、官民連携サイトに参加団体の取組や団体名の更新（月1回程度）、その他健全な水循環の普及啓発に有効な情報やページ構成があれば随時協議して掲載や更新を行います。</p>
7	<p>&lt;仕様書3（4）（関連して2）について&gt;</p> <p>・2. 業務の目的において、プラットフォームについて「令和5年度より良好な水循環・水環境の創出活動を推進するためにモデル事業を開始し、更にこれらの取組を発信するためのプラットフォーム（以下、「プラットフォーム」という。）の拡充を図っている。」とあります。プラットフォームとは当該モデル事業の情報発信を行うウェブサイトという理解でよろしいでしょうか。それとも何らかの組織やネットワーク等が存在するのでしょうか。プラットフォームが具体的に何を指しているのかをご教示いただきますようお願いいたします。</p>	<p>プラットフォームですが、環境省が運営するウォータープロジェクトWEBサイト（<a href="https://www.env.go.jp/water/project/">https://www.env.go.jp/water/project/</a>）を指しており、当サイトを活用して健全な水循環の普及啓発を図っております。</p>
8	<p>・また、現在立ち上がっているプラットフォームがあれば、概要、含まれる要素・機能および公表されているWebページ等をご教示いただきますようお願いいたします。もし立ち上がっていないようでしたら、本年度において構築・拡充されるプラットフォームの概要、含まれる要素・機能等をご提示いただきますようお願いいたします。</p>	<p>環境省が運営するウォータープロジェクトWEBサイト（<a href="https://www.env.go.jp/water/project/">https://www.env.go.jp/water/project/</a>）を参照願います。</p>